

参考法令

米国著作権法

(損害賠償請求)

第205条 移転証書その他の文書の登記

(a) 登記の条件

著作権の移転証書その他著作権に関する文書は、当該文書を作成した者の実際の署名があり、または、当該文書が署名された原本の真正な写しであることの宣誓によるもしくは公式の証明書を添付した場合には、著作権局に登記することができる。

(b) 登記証明書

著作権局長は、第(a)節に定める文書および第708条に規定する手数料を受領した場合、当該文書を登記し登記証明書と共に返還しなければならない。

(c) 摘制告知としての登記

著作権局への文書の登記は、以下の要件を全てみたす場合に限り、全ての者に対する摘制告知となる。

- (1)文書またはこれに添付された物が、著作権局長が当該文書を索引に掲載した後、著作物の題名または登録番号による合理的な検索によって明らかにすることができるよう、対象となる著作物を特定し、かつ
- (2)著作物について登録がなされていること。

(d) 矛盾する移転間の優先

二つの矛盾する移転の間においては、第(c)節に基づき摘制告知をなすために必要な方法で、合衆国での実行後1ヶ月以内もしくは合衆国外での実行後2ヶ月以内、または後に行われた移転が上記の方法で登記される前に登記された場合に、最初に実行されたものが優先する。その他の場合には、上記の方法で登記され、かつ、先の移転を知らずに有価の約因または使用料を支払う旨の拘束力のある約束に基づいて行われた場合に、後に行われた移転が優先する。

(e) 矛盾する著作権の移転および非独占的使用許諾の間の優先

非独占的使用許諾は、使用許諾の対象となる権利の保有者またはその違法に授権された代理人が署名した書面によって証明され、かつ、以下のいずれかにあたる場合には、登記されているか否かを問わず、矛盾する著作権の移転に優先する。

- (1)使用許諾が移転の実行前に受けられたこと。
- (2)使用許諾が移転の登記の前に行われかつそれを知ることなく善意で受けられたこと。